

「空き家バンク」に空き家を登録する所有者の方への支援制度

平成 27 年 6 月現在の支援制度

定住住宅空き家利活用事業（借上げ空き家リフォーム）	
内容	空き家バンクに登録されている空き家を町が 10 年間借上げ、予算の範囲内でリフォームを行い移住者に貸し出します。
工事費	空き家活用住宅 1 軒につき、350 万円を上限に台所や風呂場などの修繕を行い、利用希望者に貸し出します。
問い合わせ	企画課定住促進係 Tel:0234-28-8257

空き家利活用促進事業（家財道具等処分費用補助）	
対象	遊佐町の空き家バンクに登録のある物件の所有者または入居者。 入居者は遊佐に定住の意志のある方
内容	物件に残存する家財道具などの処分・搬出、清掃にかかる費用
補助額	事業にかかった経費の 2 分の 1 で上限 20 万円まで
問い合わせ	企画課定住促進係 Tel:0234-28-8257

移住推進空き家利活用事業	
内容	空き家バンクを通し空き家を改修して売買・賃貸借した場合、工事費の一部を補助します。
対象	遊佐町空き家バンクを通じ、空き家を売買、又は賃貸借契約を結んでいる所有者又は利用者
補助率	<p>所有者工事の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者世帯＋県外者・・・売買 1/2（上限 30 万円） 賃貸借 1/3（上限 20 万円） ・上記いずれか 1 つに該当・・・売買 1/3（上限 20 万円） 賃貸借 1/4（上限 15 万円） ・上記いずれにも該当しない・・・売買 1/4（上限 15 万円） 賃貸借 1/6（上限 10 万円） <p>※利用者工事の場合は、所有者工事の賃貸借の補助率と同じ</p>
問合せ	企画課定住促進係 Tel:0234-28-8257